

平成30年7月4日

青森県教育委員会第834回定例会

期 日 平成30年7月4日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 案

- 議案第1号 市町村立学校職員の人事について … (非公開の会議)
- 議案第2号 学校職員の人事について …… (非公開の会議)
- 議案第3号 青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について … 1

3 その他

- 職員の懲戒処分の状況について …………… 2

4 閉 会

議案第3号

青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について

青森県いじめ防止対策審議会委員の人事を次のとおり行う。

沼田	徹
田中	治
内海	隆
関谷	道夫
鳴海	春輝
高谷	裕実子

青森県いじめ防止対策審議会委員に委嘱する

任期は平成30年7月30日から平成32年7月29日までとする

平成30年7月4日

青 森 県 教 育 委 員 会

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 平成30年7月（6月1日～6月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 西北地域市部以外の中学校 校長（57歳 男性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3月未満）
- ・ 平成29年10月27日（金）午後2時42分頃
 - ・ 西津軽郡深浦町内の国道
 - ・ 自動車を運転中、前方不注意により対向車線へはみ出し、対向車線を走行していた自動車に衝突したものの。
 - ・ 事故の相手方

〔	男性1名	軽傷
	女性1名	4か月間程度の通院

〕
- ③処分内容 減給1月
④処分年月日 平成30年6月7日
⑤その他 管理職であることから、量定を加重
- 事案2 ①被処分者 西北地域五所川原市の中学校 教頭（50歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
- ・ 平成30年4月14日（土）午前9時56分頃
 - ・ 西津軽郡鱒ヶ沢町内の県道
 - ・ 最高速度50km/hのところ、83km/hで走行
- ③処分内容 減給1月
④処分年月日 平成30年6月27日
⑤その他 管理職であることから、量定を加重

参 考 資 料

第 8 3 4 回定例会（平成 3 0 年 7 月）

- 議案第 3 号
青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について

P 1 ~ 3

青森県いじめ防止対策審議会委員（案）

現

新

氏 名	所 属 等	専 門 等	委 嘱 期 間	氏 名	所 属 等	専 門 等	委 嘱 期 間
沼田 徹	沼田法律事務所	弁護士	H28.7.30 ～ H30.7.29	再任			H30.7.30 ～ H32.7.29
田中 治	青森県精神保健福祉センター所長	精神科医	H28.7.30 ～ H30.7.29	再任			H30.7.30 ～ H32.7.29
内海 隆	青森公立大学教授	教 授	H28.7.30 ～ H30.7.29	再任			H30.7.30 ～ H32.7.29
関谷 道夫	青森県臨床心理士会会長	臨床心理士	H28.7.30 ～ H30.7.29	再任			H30.7.30 ～ H32.7.29
鳴海 春輝	青森県社会福祉士会会長	社会福祉士	H29.7.6 ～ H30.7.29	再任			H30.7.30 ～ H32.7.29
白戸 美也子	前青森県高等学校PTA連合会副会長	保護者	H28.7.30 ～ H30.7.29	高谷 裕実子	青森県高等学校PTA連合会	保護者	H30.7.30 ～ H32.7.29

青森県いじめ防止対策審議会条例

平成二十六年七月七日
青森県条例第六十九号

青森県いじめ防止対策審議会条例をここに公布する。

青森県いじめ防止対策審議会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第十四条第三項の規定に基づき、教育委員会に青森県いじめ防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、県立学校におけるいじめ防止対策推進法第一条に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項、同法第二十八条第一項の規定による調査に関する事項その他同法第二条第一項に規定するいじめに関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内をもって組織し、その委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第四条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略